

昭和五十一年政令第二百五十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令

内閣は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第十条第一項及び附則第三条の規定に基づき、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第二百八十二号）の全部を改正する政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人水資源機構とする。

附則

1 この政令は、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災

- 科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人労働者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立芸術文化庁、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政

- 法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人
 - 二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
 - 三 日本司法支援センター
 - 四 日本私立学校振興・共済事業団
 - 五 沖縄振興開発金融公庫
 - 六 株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険
 - 七 沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構
 - 八 全国健康保険協会
 - 九 地方独立行政法人
 - 十 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- 3 国、地方公共団体及び前項各号に掲げる法人が行う中高年齢者等の雇用の促進に関する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の改正前の中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行令（以下「旧令」という。）の規定の例による。この場合において、旧令第一項中「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、旧令第二項中「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。
- 附則（昭和五二年一月二五日政令第三一〇号）
この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十三年二月一日）から施行する。
- 附則（昭和五三年三月一〇日政令第三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月一日）から施行する。
- 附則（昭和五三年六月二七日政令第二六〇号）
この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。
- 附則（昭和五三年十一月二〇日政令第三七七号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五五年九月二九日政令第二四二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

- 附則（昭和五五年九月二九日政令第二四五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。
- 附則（昭和五五年十一月二九日政令第三一三号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五六年六月一日政令第二三一号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。
- 附則（昭和五六年九月一日政令第二七五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十五条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。
- 附則（昭和五六年九月二九日政令第二九七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。
- 附則（昭和五七年七月二日政令第一八四号）
この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。
- 附則（昭和五九年二月二日政令第三四二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十年一月一日）から施行する。
- 附則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附則（昭和六〇年二月二七日政令第三三二号）抄
1 この政令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

附則 (昭和六一年四月三〇日政令第一三九号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年六月一〇日政令第二〇八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(旧特殊法人登記令等の暫定的効力)

第二条 農業機械化研究所については、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七号第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第九条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得税法施行令、第十二条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の地方税法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水産省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

附則 (昭和六一年九月五日政令第二九五号)
この政令は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十一年十月一日)から施行する。

附則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (昭和六三年七月二二日政令第二三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。

附則 (昭和六三年九月二四日政令第二七七号)
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日(昭和六十三年十月一日)から施行する。

附則 (平成元年九月二二日政令第二七二号)
この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附則 (平成元年二月一五日政令第三二二号)
この政令は、平成二年一月一日から施行する。

附則 (平成二年三月三〇日政令第八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年九月二五日政令第三〇六号)
この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則 (平成四年八月二二日政令第二七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。

附則 (平成六年六月二四日政令第一五二号)
この政令は、平成六年七月一日から施行する。
附則 (平成八年八月二二日政令第二四二号) 抄
(施行期日)

附則 (平成九年九月二二日政令第三五五号) 抄
この政令は、運輸施設整備事業団法(以下「法」という。)附則第一条ただし書の政令で定める日(平成九年十月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年三月一八日政令第四三三号)
この政令は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成一〇年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年三月一八日政令第四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成一〇年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年九月二七日政令第三〇八号)
この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成一〇年十月一日)から施行する。

附則 (平成一一年八月一八日政令第二五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成一一年十月一日)から施行する。

附則 (平成一一年九月二六日政令第二六七号) 抄
(施行期日)

附則 (平成一二年九月二〇日政令第二七二号) 抄
この政令は、平成一二年十月一日から施行する。

附則 (平成一二年九月二〇日政令第二七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成一二年十月一日)から施行する。

附則 (平成一二年九月二九日政令第三〇六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年二月三日政令第三九〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成一二年法律第八十八号)の施行の日(平成一二年六月七日)から施行する。
附則 (平成一二年六月七日政令第三三三号) 抄
(施行期日)

1 この政令(第一条を除く。)は、平成一三年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年二月八日政令第五〇七号)
この政令は、平成一三年一月六日から施行する。ただし、第一条から第八号まで及び第十一条の規定は、同年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一月三二日政令第二一三号) 抄
(施行期日)

附則（平成一九年二月三日政令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月三〇日政令第一〇号）抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日政令第一〇号）抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月一六日政令第二二六号）抄
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月二日政令第二八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第一一一号）抄
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年九月二日政令第二四〇号）抄
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日政令第三一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月二五日政令第四一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一〇月三一日政令第三三四号）抄
この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年二月五日政令第二八九号）抄
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月八日政令第五一〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、廃止法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年二月二五日政令第三三三号）抄
この政令は、廃止法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一二二号）抄
この政令は、改正法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年七月二六日政令第二六一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月四日政令第三五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二三日政令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二三日政令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二三日政令第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二六日政令第二一〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月九日政令第五七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二五日政令第七八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三〇日政令第八六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一四一〇号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二六日政令第三九六号）抄
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二〇日政令第四一〇号）抄
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二二〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二〇日政令第四〇〇号）抄
この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一二九号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月一六日政令第二一八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附 則（令和四年一月一日政令第三四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。